

理 由 書

三大都市圏の特定市における市街化区域内農地について、都市計画上の位置付けとして「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分する生産緑地法が改正され、本市においても平成４年１１月２４日に１７５地区約８２．７６haの生産緑地地区を指定し、良好な都市環境の向上に努めてきたところです。

しかしながら地区番号４８・北中沢一丁目Ｄ生産緑地地区については、生産緑地指定後３０年経過に伴い「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（一部廃止）するものです。

地区番号５２・北中沢二丁目Ａ生産緑地地区については、生産緑地指定後３０年経過に伴い「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（一部廃止）するものです。

地区番号８８・南初富二丁目Ｂ生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号８９・南初富二丁目Ｃ生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号１６０・鎌ヶ谷八丁目Ａ生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。

地区番号１６９・南鎌ヶ谷二丁目Ｂ生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により「行為の制限」が解除になった結果、担保されていた生産緑地としての機能が失われたため、当該地区の都市計画を変更（廃止）するものです。